

名古屋市立霊園・斎場条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第75号

名古屋市立霊園・斎場条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市立霊園・斎場条例施行細則（昭和32年名古屋市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第15条中「350円」を「390円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 8年10月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市立霊園・斎場条例施行細則第15条の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。